

2 技術者等の適正配置の改正について

1 趣旨

令和6年10月28日開催の入札・契約制度説明会（建設工事）において説明しました技術者等の適正配置の改正（災害特例の廃止等）に加えて、令和6年12月13日及び令和7年2月1日施行で建設業法等の一部改正がありましたので、それに伴う「技術者等の適正配置について」の改正を行うものです。

2 内容

（1）主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額の引上げ等 【新規】

令和7年2月1日付けで建設業法施行令の一部改正が施行され、それに伴い、市発注工事の契約制度について改正を行います。

- ①特定建設業許可や監理技術者の配置を要する下請代金額を、4,500万円（建築一式工事7,000万円）以上から5,000万円（建築一式工事8,000万円）以上に引き上げます。
- ②主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額を、4,000万円（建築一式工事8,000万円）以上から4,500万円（建築一式工事9,000万円）以上に引き上げます。
- ③東広島市の建設工事一般競争入札の発注方法について、1号工事とする請負対象設計金額を現行の4,000万円（建築一式工事8,000万円）以上から4,500万円（建築一式工事9,000万円）以上に引き上げます。

許可・資格		下請負金額による 建設業の許可区分 配置技術者の資格区分		配置技術者の専任区分	
時期	許可区分	特定建設業	特定又は 一般建設業	専任	兼務可能
	資格区分	監理技術者	監理又は 主任技術者		
R7.3.31 まで	建築一式	7,000万円以上	7,000万円未満	8,000万円以上	8,000万円未満
	上記以外	4,500万円以上	4,500万円未満	4,000万円以上	4,000万円未満
R7.4.1 以降	建築一式	8,000万円以上	8,000万円未満	9,000万円以上	9,000万円未満
	上記以外	5,000万円以上	5,000万円未満	4,500万円以上	4,500万円未満

（2）主任技術者等の兼務要件の新設等 【新規】

令和6年12月13日付けで建設業法の一部改正が施行されたことにより、監理技術者制度運用マニュアルが改正されました。これに伴い、本市の「技術者等の適正配置について」の一部を改正します。

①専任特例1号の新設

新たに設けられた一定の要件を満たす場合、主任技術者又は監理技術者は、専任を要する工事を兼務できることとします（具体的な要件は別紙の1を参照してください。）。

②専任を要する工事における営業所技術者等及び経營業務の管理責任者の兼務要件
 これまで、専任を要する工事において、営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。）及び経營業務の管理責任者は監理技術者又は主任技術者を兼務することはできませんでしたが、一定の要件を満たす場合、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者又は経營業務の管理責任者は主任技術者の職務を兼ねることができることとします（具体的な要件は別紙の2を参照してください。）。

③特例監理技術者制度の呼称の変更

監理技術者補佐を配置する等の一定の要件を満たす場合に、監理技術者の兼務ができる特例監理技術者制度について、呼称を「専任特例2号」に変更します（兼務に係る要件に変更はありません。）。

（3）公告時点での技術者の専任指定の廃止 【再説明 ※網掛け部分は(1)による修正】

工事ごとに発注者が予め公告で技術者の専任要否を指定する運用を見直し、請負代金額（税込）により、受注者において建設業法に則った適正な技術者を配置することとします。

改正前	改正後
設計金額により発注者が専任を指定 ※設計金額 4,000 万円（建築一式工事 8,000 万円） 以上の場合、入札金額に関わらず専任配置が必須	請負代金額（税込）により受注者が適正な技術者を配置 ※請負代金額（税込） 4,500 万円（建築一式工事 9,000 万円）以上の場合、専任配置が必要（受注者は入札金額で判断） 【建設業法第 26 条第 3 項】

（4）監理技術者の必置規制等の廃止 【再説明 ※網掛け部分は(1)による修正】

下請金額が 5,000 万円（建築一式工事 8,000 万円）以上となることが見込まれる場合、入札参加資格要件として、予め監理技術者の資格を有する者の専任配置及び特定建設業許可を有することを求める運用を見直し、下請予定金額を踏まえ、受注者において建設業法に則った適正な技術者配置及び入札を行うこととします。

改正前	改正後
①技術者配置 下請予定金額に関わらず発注者により、監理技術者の有資格者の配置を義務付け ※下請金額が 4,500 万円（建築一式工事 7,000 万円）以上となることが見込まれる場合	①技術者配置 下請予定金額により受注者が監理技術者の有資格者を配置 ※下請金額が 5,000 万円（建築一式工事 8,000 万円）以上の場合には監理技術者を配置 【建設業法第 26 条第 2 項】 ※1 号工事においては、下請予定金額が 5,000 万円（建築一式工事 8,000 万円）以上となるかどうかについて、資格要件確認資料等で示すこと。
②建設業許可の種類 下請予定金額に関わらず発注者により、特定建設業許可を有することを義務付け ※下請金額が 4,500 万円（建築一式工事 7,000 万円）以上となることが見込まれる場合	②建設業許可の種類 下請予定金額により受注者が入札の可否を判断 ※下請金額が 5,000 万円（建築一式工事 8,000 万円）以上の場合には特定建設業許可が必要 【建設業法第 3 条第 1 項第 2 号】

(5) 主任技術者等の兼務制限の改正 【再説明 ※網掛け部分は(1)による修正】

災害復旧工事の進捗を踏まえ、災害特例を廃止するとともに、人材を最大限活用し工事執行の円滑化を図るため、主任技術者の兼務制限を改正します。

※変更箇所のみを抜粋しているため、詳細は「技術者等の適正配置について」を確認すること。

(ア) 主任技術者の取扱い

請負対象設計金額（税込） ※改正後は請負代金額（税込）とする。		改正前	改正後
1号工事・総合評価	4,500 万円以上 (建築一式工事は、9,000 万円以上) 【主任技術者配置工事】	2 件以内 ※工事場所が東広島市内で密接な関係があり、相互の間隔が 10km 以内の公共工事であること。 <u>※災害復旧工事を含む場合、工事場所が東広島市内で密接な関係があり、全ての工事場所の間隔が 25km 以内の公共工事であれば 5 件まで兼務を認める。</u>	2 件以内 ※工事場所が東広島市内で密接な関係があり、相互の間隔が 10km 以内の公共工事であること。
2号工事	4,500 万円未満 (建築一式工事は、9,000 万円未満)	5 件以内 <u>※災害復旧工事に係る主任技術者等の件数を除く。</u>	<u>兼務制限なし</u>
	500 万円未満 (建築一式工事は、1,500 万円未満)	兼務制限なし	兼務制限なし

(イ) 現場代理人の取扱い

請負対象設計金額（税込） ※改正後は請負代金額（税込）とする。		改正前	改正後
1号工事・総合評価	4,500 万円以上 (建築一式工事は、9,000 万円以上) 【主任技術者配置工事】	2 件以内 ※工事場所が東広島市内で密接な関係があり、相互の間隔が 10km 以内の公共工事であること。 <u>※災害復旧工事を含む場合、工事場所が東広島市内で密接な関係があり、全ての工事場所の間隔が 25km 程度以内の公共工事であれば 5 件まで兼務を認める。</u>	2 件以内 ※工事場所が東広島市内で密接な関係があり、相互の間隔が 10km 以内の公共工事であること。

3 適用期間

令和7年4月1日以降に公告、指名又は見積依頼する案件から適用します（従前の取扱いにより、契約済の工事についても当該工事に関する共通仕様書、特記仕様書、誓約書の内容にかかわらず、この取扱いの対象とします。入札手続中の工事は、契約後からこの取扱いの対象とします。）。

ただし、2（5）については、災害特例の廃止により兼務上限を超える場合は、兼務中の工事が完成し（「工事が完成」とは、その完成検査が終了し、検査確認通知書が交付されたことをいう。）、主任技術者又は現場代理人の兼務要件の範囲内になるまでの間はこの取扱いを適用しません（この取扱いの範囲内になるまでの間、兼務中以外の工事の主任技術者又は現場代理人として配置することはできないため注意すること。）。

1 専任特例 1 号の要件

専任特例 1 号の場合には、主任技術者又は監理技術者は、専任を要する工事を兼務できることとされており、次の要件を全て満たさなければならない。

- ① 各建設工事の請負代金の額が、1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）であること。なお、工事途中において、請負代金の額が 1 億円（建築一式工事の場合は 2 億円）以上となった場合には、それ以降は専任特例を活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。
- ② 建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね 2 時間以内であること。なお、左記の移動時間は片道に要する時間であり、また、その判断は当該工事に関し通常の移動手段（自動車など）の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。
- ③ 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が 3 を超えていないこと。なお、工事途中において、下請次数が 3 を超えた場合には、それ以降は専任特例は活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。
- ④ 当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し 1 年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。

連絡員は、各工事に置く必要がある。なお、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能である。また 1 つの建設工事に複数の連絡員を配置することも可能である。

連絡員は、例えば工程会議や品質検査等が 2 つの工事現場で同時期に行われる場合に、監理技術者等が遠隔から指示等するにあたって、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助を行う（事故等対応含む）ことを想定している。

連絡員に必要な実務の経験として認められる内容は、建設業法第七条第二号に記載の営業所技術者（主任技術者）の実務の経験として認められる経験の考え方と同じでよい。

連絡員に当該建設工事への専任や常駐は求めない。また、連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。ただし、連絡員は当該請負会社が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は請負会社が負うことに留意が必要である。

- ⑤ 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS 又は CCUS と API 連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。
- ⑥ 当該建設工事を請け負った建設業者が、次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。また、当該計画書は、建設業法施行規則第二十八条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることが可能である。

（イ） 当該建設業者の名称及び所在地

（ロ） 主任技術者又は監理技術者の氏名

（ハ） 主任技術者又は監理技術者の一日あたりの労働時間のうち労働基準法第三十二条第一項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績

(二) 各建設工事に係る次の事項

- イ) 当該建設工事の名称及び工事現場の所在地
- ロ) 当該建設工事の内容（建設業法別表 1 上段の建設工事の種類）
- ハ) 当該建設工事の請負代金の額
- ニ) 工事現場間の移動時間
- ホ) 下請次数
- ヘ) 連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験（実務の経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載）
- ト) 施工体制を把握するための情報通信技術
- チ) 現場状況を把握するための情報通信機器

- ⑦ 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであればよい。そのため、左記を満足できれば、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB 会議システムでも差し支えない。また、通信環境については、例えば、山間部等における工事現場において、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合はこの要件に該当しない。
- ⑧ 兼務する建設工事の数は、2 を超えないこと。なお、「専任特例 1 号を活用した工事現場」と「専任を要しない工事現場」を同一の主任技術者又は監理技術者が兼務することは可能であるが、専任を要しない工事現場についても、②～⑦の要件を満たし、かつ全ての工事現場の数が 2 を超えてはならない。

2 専任を要する工事における営業所技術者等及び経營業務の管理責任者の兼務要件

以下の要件を全て満たす場合は、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者又は経營業務の管理責任者は主任技術者の職務を兼ねることができる。ただし、専任特例を活用する場合を除く。

- ① 営業所技術者等又は経營業務の管理責任者が置かれている営業所（経營業務の管理責任者の場合は主たる営業所であること）において請負契約が締結された建設工事であること。
- ② 兼務する工事件数が 1 件以内であること。
- ③ 1 ①～⑦を満たしていること。なお、1 ②について、「当該工事現場と他の工事現場」とあるのは、「当該工事現場から営業所」と読み替え、1 ⑥（ロ）については所属する営業所の名称を加え、1 ⑥（ニ）イ）については、当該建設工事に係る契約を締結した営業所の名称を加える。
- ④ 営業所技術者等又は経營業務の管理責任者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。